

須坂市立日野小学校 いじめ防止基本方針（H27年度4月）

平成26年4月 制定 ※毎年見直しをする。

I はじめに

長野県の公立学校として、長野県の施策の方針を確認する。

長野県の「いじめ防止等の対策の目指す方向」

- 1 未然防止
児童生徒が自他共に尊重し、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心・安全な環境づくりに努める。
- 2 早期発見
児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整える。
- 3 いじめへの対応
いじめられた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちにより添い、学校・家庭・地域その他の関係者が連携して支援・指導を行う。

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等 当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このことをふまえ、本校では、下記のような認識を職員で共有し、日々の指導にあたっていく。

「いじめ」に対する基本姿勢 → **いじめは絶対に許されない。**

- 1 どの子にもどの集団にも起こりうる。誰もが被害者になりうる。
- 2 いじめが起きれば、当事者たちだけでなく、まわりの子どもも傷つく。

II いじめの未然防止のために **・・・一番力を入れたい**

学校生活の中では、子ども同士のトラブルは日常的事象と言えます。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことの無いように、

教育目標「にっこり しっかり」を合い言葉に、

家庭や地域の協力も得ながらさまざまな指導場面を通して未然防止を図ります。

職員の協働



姿勢を子どもに示す

- 1 全員で徹底して実行
 - ・清掃指導、入退場指導、授業指導
- 2 情報の共有・オープン化 ～全校で見えていく～
 - ・事故、けが、子どものトラブル等
 - ・学級の課題 → 対応が遅くなることで悪化

1 学級経営の充実

- ① 一人ひとりが認められる学級経営をする。
 - ・児童一人ひとりを「さん」付けでよぶ。
 - ・先生と何でも相談ができるラポートづくり。 など
- ② 安心できる学級作りをする。
 - ・正しい言葉遣いや礼儀ができるようにする。
 - ・学級内のルール（当番活動など）が守られる。 など
- ③ 教師間の協力で学級を高める
 - ・学年や連学年で協力して、指導や学級経営に努める。
 - ・良い教材の情報交換をする。 など

【27年度学校経営方針との関わり】
・凡事徹底：「型を教える」
・児童の呼び方「〇〇さん」

2 教科指導の充実

※学習が分からなくなることで、心が安定しなくなることを防ぐ。

- ① わかる、できる授業の実践に努める。
 - ・児童一人ひとりが、成就感や達成感を持てる教科指導をめざす。
 - ・ノートや板書指導の工夫を通して、自分で考える力を育てる。
- ② 関わり合いのある授業を大切にする。
 - ・お互いの発言を認め合いながら考えを深める授業を目指す。
- ③ 体育や遊びで体と心を鍛える。
 - ・ルールを守る、話し合っ決めて体験。
 - ・身体を動かすことでのストレスの解消。
 - ・目標に向かって努力する体験。

【27年度学校経営方針との関わり】
ノート指導

【27年度学校経営方針との関わり】
なわとびチャレンジ

3 道徳、人権教育や体験的活動の充実

- ① 道徳や人権教育で、いじめを題材として取り上げることが年間指導計画に位置付ける。
 - ・定期的に、年間複数回取り上げることで、いじめを許さない心情を深める。
 - ・思いやりや感謝の心を育てる教材も並行して活用する。
- ② 体験的活動を通して、心を育てる。
 - ・地域へ出でのボランティアで、自分たちが感謝されているという実感を大切に。
 - ・あいさつを大切にすることで、人との関わりを深める。
 - ・ひざつき無言清掃にとりくむことで、自己を見返し、心も磨く。
- ③ 読書活動の充実
 - ・良い本を読ませて、心を育てる。
- ④ 食育指導の充実
 - ・給食を作ってくれる方々へ感謝する心を育てる。
 - ・生活科や総合的な学習の時間で、野菜を育てたり調理したりする体験を通して、感謝する心やお互いに気持ちよく食べるマナー（気遣い）について学ぶ。

【27年度学校経営方針との関わり】
ひざつき無言清掃

【27年度学校経営方針との関わり】
日野小課題図書

4 学校環境の整備（H27年度 追加）

- ・花やみどりがあり、生き物とふれあうことができる環境を大切にする。
- ・ゴミを散らかさない、ものを大切にする心を育てる。

5 保護者や地域の方々への働きかけ

- ・学年学級懇談会、PTA講演会、ホームページ、学校だよりなどでの情報発信を大切にし、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・人権教育月間の参観日や講演会を通して、親子で考える機会を設ける。
- ・インターネットや携帯電話を利用する場合の家庭でのルールやモラルに対し、啓発や情報提供をし、ネットいじめの予防を図る。

6 幼保中の連携

- ・立場の弱い子や人間関係でトラブルのあった児童の情報を、幼稚園・保育園からいただいて配慮しながら様子をみたり、小学校で心配に感じた児童の情報を中学校に提供したりするなどして、入学後や卒業後についても連携しながらいじめを防ぐ配慮を継続する。

Ⅲ いじめの早期発見のために

子どもの生活場面は未然防止の努力をしても、子どもを取り巻く社会環境は刻々と変化しています。家庭に帰っての生活は、学校として把握しにくいことも多く、インターネットや携帯電話の普及からも、いじめが表に出ないケースが増えてきています。そのような中でも家庭と連携を取り、子どもの様子の変化に気を配り、早期発見に努めます。

1 日常の取組

- ・教職員が子どもたちとともに過ごす時間を多くし、子どもたちの様子に目を配る。
- ・休み時間や昼休み、放課後等の時間には、子どもの様子についての情報交換を行う。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを作成し、子どもの様子を見る目を養う。
- ・いじめの相談窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

2 日記や連絡帳の活用

- ・日記や生活ノートの活用により、担任と子ども・保護者が日頃から密な連絡が取れるようにする。
- ・気になる点については教育相談や家庭訪問をするなど、素早い対応を心がけることで信頼関係の構築を図る。

3 いじめアンケートや教育相談の実施

① Q-U検査の実施

- ・Q-U検査の結果をふまえ、気になる児童や学級内グループを把握する。それにより指

導の方向を見直したり、学級集団としての活動場면을再構築したりする。

② いじめアンケートの実施

- ・6月と11月にいじめアンケートを行い、その記述に基づき学級担任や相談したい先生との教育懇談を設定する。

また、上記2回にこだわらず、気になる児童がいる場合には、必要に応じて学級ごとでもアンケートを実施し実態をつかむようにする。

③ 「こころの時間」の設定

- ・担任と児童が一对一で話すことのできる時間を確保し、子どもの気持ちを受け止める。

④ その他

- ・日常生活の中で、職員の声かけを大切にし、子どもが日頃から気軽に相談できる環境を作る。

IV いじめが起きてしまった場合の対応

残念なことに、いじめが起きてしまった場合には、該当児童の気持ちにより添い、早急な対応、慎重かつ継続的な対策を行います。(次ページに、「いじめ対策マニュアル」掲載)

※担任は、児童同士の細かなトラブルであっても、校長・教頭に報告をする。

必要に応じて、保護者との対応を早期に図る。

注) いじめに関わって、対策組織の一員として外部人材を加えることが必要と学校長が判断した場合、それを認める。